

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

意見書数 12通, 44件

1. 対応方針の考え方に対する意見（19件）

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
<p>(1) 取組についての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案を拝見し、存続・廃止共に非常に良いと思いました。 ・未着手都市計画道路を再検討される事について評価致します。必要無い路線は廃止決定してください。 ・資料を見て45年～67年と未着手のまま経過している事を知り大変驚いています。色々な状況が有ったと思いますが、やはり必要性に欠ける物件ではなかったかと思えます。地元の要望等で整備を依頼しても予算が厳しい状況の中、必要な物件とそうでない物件を選択して頂き早急に必要で無い路線は廃止決定をして頂き、いつ着手するのかと不安な状態を払拭してください。 ・長年住民に約束していた計画を撤回することは、地元住民への裏切りでしかない。 	4	<p>対応方針の12ページのとおり、福山市の都市計画道路は107路線、約278.4kmを都市計画決定しており、このうち整備済み延長は約174.0kmで、残りの延長は未整備となっています。この未整備となっている都市計画道路の中には、早期完成に向けて事業を進めているものもありますが未着手のものもあります。一方、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、福山市を取り巻く社会経済状況やまちづくりの方向性が変化してきているため、都市計画決定したときの必要性等が変化していることも考えられるとともに、決定した区域内では建築制限が長期化することによる地域への影響も考えられます。こうした状況に対応するため、都市計画決定後、長期にわたって未着手となっている都市計画道路について、その必要性等を合理的かつ客観的に評価した上で、都市計画道路の存続及び縮小変更・廃止について検討し、その考え方等も含めて対応方針をとりまとめることを目的としています。</p> <p>また、今後については、地域別説明会等の開催や変更図書の縦覧を実施し、市民の皆様からのご意見を踏まえた上で、都市計画の変更を進めていきたいと考えています。</p> <p>以上のことが明確に分かるよう、対応方針の53ページに、パブリックコメント概要説明資料1ページに記載した「今後の予定」を追加します。</p>	①

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
<p>・道路規格を含めてすべての路線を見直すことは考えないのですか。</p>	1	<p>今回の取組は、全ての路線を対象としていますが、目的が建築制限の長期化に対応するため、路線（区間）の存続及び縮小変更・廃止について検討するものであることから、事業中や当初決定から20年未満の路線等に対しては、評価をしていません。</p> <p>また、道路の区分については、今回の評価の中で道路構造令に基づき適切に選定されていることを確認していますが、詳細についても、今後の事業実施段階において、適切に選定されるものと考えています。</p> <p>以上のことが明確に分かるよう、次のように変更（追加）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応方針の14ページに「都市計画道路の縮小変更及び廃止の考え方」を追加します。 ・ 対応方針の「検討対象路線」を「評価対象路線」に、「再検討対象路線」を「再評価対象路線」に変更する等の「検討」と「評価」の表現について整理します。 	①
<p>・本市は倉敷市など同規模の都市と比べて、都市計画道路が細かく設定されていない。廃止するよりもっと整備するべきだ。</p>	1	<p>社会経済状況やまちづくりの方向性が変化したことに加え、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により社会保障費が増大し、財政環境は厳しい状況にありますが、今回の検討により必要性等が確認されたものについては、引続き都市計画に位置付け、計画的な整備に努めて参りたいと考えています。</p> <p>なお、都市計画区域内における整備済の都市計画道路密度については、本市と倉敷市を比較した場合、概ね同等であると認識しています。また、都市計画道路の配置等については、山林・河川等の地形や土地利用、人口密度、市町村合併の経緯等に応じて、異なるものと考えています。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> こんなことをしていれば長期未着手都市計画道路の廃止という前例をつくることで、福山道路なども長期未着手都市計画道路に追い込んで、廃止させようという動きにもなってくるのではないか。 	1	<p>福山道路等の「自動車専用道路」については、本市のみならず市域や圏域を越えて、広域で機能する道路であることから評価の対象外としています。</p> <p>また、今回の取組における評価対象路線の選定基準については、対応方針の32ページに記載しています。</p> <p>なお、福山道路については、都市の骨格となる基幹道路ネットワークの中心として、交通渋滞を緩和し市民生活の安全性や利便性の向上を図るとともに、物流基盤の強化や都市間交流を促進する重要な道路であると考えています。</p> <p>以上のことが明確に分かるよう、対応方針の40ページに「基幹道路ネットワークの考え方」を追加します。</p>	①
(2) 建築制限についての意見			
<ul style="list-style-type: none"> 計画を知らずながら予定線上に建物を平気で建てた者を喜ばせてよいのか。これでは、何十年も前から通すことが決まっているところに平気で建物を建てた者は得をし、近年になって都市計画決定され、立ち退きを迫られている福山道路などの予定線上の者は損をするという構図になるのではないか。 	1	<p>都市計画決定した区域内に、新たに建築等の行為を行う場合には、将来の事業の円滑な施工の確保を目的として、都市計画法による建築制限が発生します。建築制限の内容については、対応方針の7ページ下段の【許可の基準】に記載のとおりであり、許可基準を満たした建築物については、許可を得て建築等を行うことができます。</p> <p>したがって、事業実施段階において、都市計画決定時期の違いに関わらず、支障となる建築物等の適切な補償を行うこと等により、事業を進めていくこととなります。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
(3) 評価方法についての意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・計画線上に有力者等の土地や建物があるという理由で、存続や廃止を決めているのではないかと疑いたくなる案にしか思えません。 ・神辺町や駅家町では廃止候補を大胆に挙げておられますが、福山三大大路（福山道路・福山西環状線・福山沼隈道路）とその関連道路や、川南土地区画整理事業に係る道路の整備に集中したいがために、昔から住民に約束していた都市計画道路の整備を放棄しようとしているようにしか思えません。 	2	<p>今回の取組は、国が示している都市計画運用指針にのっとり、全国的に実施されているもので、本市では広島県が策定した「広島県都市計画道路見直し基本指針」に基づき、外部の学識経験者等で構成した検討委員に意見を求めながら、評価手順・項目等の検討を行い、本市全域の都市計画道路網を踏まえ、一定の基準に基づいて路線（区間）の評価を行ったものであり、個人の利益や特定路線の整備等の理由により、評価したものではありません。</p> <p>また、路線（区間）の具体的な評価手順については対応方針の27ページに、評価項目については29ページ及び30ページに記載しています。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い																				
(4) 評価項目についての意見																							
<p>・伝統的な町並みを壊す区間以外は、廃止すべきではない。</p>	1	<p>今回の取組では、本市全域の都市計画道路網を踏まえ、将来に向けた都市計画道路の必要性、計画の合理性及び実現性の視点から、対応方針の検討手順により評価しています。</p> <p>廃止候補路線については、路線（区間）の「必要性が低いこと」に加えて、「廃止した場合の周辺道路への影響が小さいこと」や「実現性への支障が大きいこと」などの複数の理由から、廃止候補として、今後、手続を進めていくことが妥当と考えています。</p> <p>また、伝統的な町並みの保全に関しては、検討手順の中で、重要な歴史的環境及び重要な景観等がある路線を抽出して評価しています。</p> <p>以上のことが明確に分かるよう、対応方針の29ページに、評価における歴史的環境の保全に関する取扱いを補足する内容として、次のように追加します。</p> <div data-bbox="1061 911 1991 1166" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①一次評価の評価項目</p> <p>◆状況の変化に対応する評価(補助幹線街路)</p> <p style="text-align: center;">表-9 一次評価の評価項目(状況の変化に対応する評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">類型</th> <th style="width: 15%;">評価の視点</th> <th style="width: 55%;">評価の項目</th> <th style="width: 20%;">背景との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">状況の変化</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">都市施設の基本的な考え方 (市街地形成機能)</td> <td>区域区分との関係からの評価</td> <td style="text-align: center;">①, ②, ③</td> </tr> <tr> <td>自然・歴史的環境等の保全からの評価</td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div data-bbox="1061 1219 1991 1474" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①一次評価の評価項目</p> <p>◆状況の変化に対応する評価(補助幹線街路)</p> <p style="text-align: center;">表-9 一次評価の評価項目(状況の変化に対応する評価)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">類型</th> <th style="width: 15%;">評価の視点</th> <th style="width: 55%;">評価の項目</th> <th style="width: 20%;">背景との関係</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">状況の変化</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">都市施設の基本的な考え方 (市街地形成機能)</td> <td>区域区分 <u>(市街化区域・市街化調整区域)</u> との関係からの評価</td> <td style="text-align: center;">①, ②, ③</td> </tr> <tr> <td>自然・歴史的環境 <u>(指定・登録文化財等)</u> 等の保全からの評価</td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> </tbody> </table> </div>	類型	評価の視点	評価の項目	背景との関係	状況の変化	都市施設の基本的な考え方 (市街地形成機能)	区域区分との関係からの評価	①, ②, ③	自然・歴史的環境等の保全からの評価	④	類型	評価の視点	評価の項目	背景との関係	状況の変化	都市施設の基本的な考え方 (市街地形成機能)	区域区分 <u>(市街化区域・市街化調整区域)</u> との関係からの評価	①, ②, ③	自然・歴史的環境 <u>(指定・登録文化財等)</u> 等の保全からの評価	④	①
類型	評価の視点	評価の項目	背景との関係																				
状況の変化	都市施設の基本的な考え方 (市街地形成機能)	区域区分との関係からの評価	①, ②, ③																				
		自然・歴史的環境等の保全からの評価	④																				
類型	評価の視点	評価の項目	背景との関係																				
状況の変化	都市施設の基本的な考え方 (市街地形成機能)	区域区分 <u>(市街化区域・市街化調整区域)</u> との関係からの評価	①, ②, ③																				
		自然・歴史的環境 <u>(指定・登録文化財等)</u> 等の保全からの評価	④																				

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
<p>(5) パブリックコメントについての意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回のパブリックコメントの後、最終結論を出す前にもう一度パブリックコメントを実施して個々の路線の廃止理由か現道据え付け案等の代替案を示した意見募集をしてほしい。 存続と廃止候補の路線をただ述べただけで、廃止理由や現道据え付け案等の代替案も出さない意見の募り方はないと思う。 	<p>2</p>	<p>今回の取組は、長期にわたって未着手になっている都市計画道路について、都市計画法の手續を進めていく前段として、存続及び縮小変更・廃止についての対応方針を取りまとめるものです。</p> <p>今後につきましては、都市計画の手續において、地域別説明会等の開催や変更図書の縦覧を実施し、市民の皆様からのご意見を踏まえた上で、都市計画の変更を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、地域別説明会等においては、各路線の評価内容や道路網の考え方を市民の皆様に、ご説明していきたいと考えています。</p> <p>なお、評価対象路線の評価・検証に伴う変更（廃止）理由については、パブリックコメント概要説明資料2ページに記載しています。</p> <p>以上のことが明確に分かるよう、次のように変更（追加）します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応方針の12ページを次のように変更します。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「・・・都市計画道路について、客観的に評価した上で、都市計画道路の存続及び縮小変更・廃止について検討し、・・・」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「・・・都市計画道路について、客観的に評価した上で、本市全体の都市計画道路網を踏まえ都市計画道路の存続及び縮小変更・廃止について検討し、・・・」</p> </div> 対応方針の49ページに、パブリックコメント概要説明資料2ページに記載した「評価・検証に伴う変更（廃止）の理由」を追加します。 対応方針の53ページに、パブリックコメント概要説明資料1ページに記載した「今後の予定」を追加します。（再掲） 	<p>①</p>

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
(6) 都市計画道路等に関する意見			
<ul style="list-style-type: none"> 福山西環状線は、全線を自動車専用道路として整備せず、山陽自動車道以北を一般道路に変更すべきです。なぜなら、北端が他の自動車専用道路とつながる予定がないため、自動車専用道路として整備するのは贅沢であり、無駄使いではないからです。 	1	<p>福山西環状線については、福山道路と接続し交通流動の円滑化を促し、物流基盤の強化や都市間交流の推進、中央地域と北部地域の連携強化を図る路線です。</p> <p>当該路線の構造形式については、ルート選定に伴う地形等の条件から、山陽自動車道以北の殆どの区間がトンネル及び橋梁形式により計画されています。このため、当該路線の沿道利用等が見込まれないことに加え、自動車専用道路として計画されている福山道路との連続性を確保する観点から、自動車専用道路として整備することが妥当であると考えています。</p>	②
<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸本郷線は、一般道路から自動車専用道路に変更すべきです。なぜなら、自動車専用道路の福山道路と福山尾道三原線に挟まれ、自動車専用道路網としての一体性を損なうものでしかいないため、自動車専用道路として整備し、一体性を持たせたほうがよいからです。 	1	<p>瀬戸本郷線については、福山道路及び福山尾道三原線と一体となった機能を確保するため、同一の設計速度で計画されており、自動車交通の一体性は保たれていると考えています。</p>	②
<ul style="list-style-type: none"> 福山西環状線は実現して欲しい。 	1	<p>福山西環状線については、事業主体の広島県において、地元関係者や関係機関等との協議・調整を図りながら、完成に向けて事業を進めているところです。</p> <p>本市としましては、福山西環状線の早期完成に向けて、広島県と緊密な連携を図ってまいりたいと考えています。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・マスタープランにある三吉大渡橋線が示されていないが、14-3鷹取奈良津線と69-2地吹大渡橋線を結ぶ計画では、14鷹取奈良津線に通過交通が集中し、国道313号の神辺・井原方面からの交通に支障をきたす恐れがある。43薮山水辺線と69-2地吹大渡橋線を結ぶ方向で都市計画決定していただきたい。 ・話に挙がっていない、三吉大渡橋線というのは、今後、都市計画決定なさるのでしょうか。三吉大渡橋線ができれば北部からの車が中心部にどっと押し寄せ国道313号線は麻痺してしまいます。国道313号線の負担を軽減するためには地吹大渡橋線は必要ですし、三吉大渡橋線による国道313号線への流入を緩和するためには、三吉から千田ではなく、千田から福山東インターへ向けて国道182号線につながる広い道路が必要かと思いますが、都市計画決定されていない路線はどうするのでしょうか。 	2	<p>(仮称)三吉大渡橋線については、交通流動の円滑化を促し、物流基盤の強化や都市間交流の促進、拠点間の連携強化を図ることを目的とした構想路線であることから、福山市都市マスタープランにおいても幹線道路網の一つとして位置付けられています。</p> <p>今後の都市計画決定については、社会経済状況や実現性等を見極めながら、適切な時期に詳細な検討や関係機関との協議を行う中で、長期的な視点から判断していきたいと考えています。</p>	②
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画決定していない構想路線（例えば三吉大渡橋線など）は検討対象になっていませんが、都市計画決定していない構想路線も公表して、本当に必要な道路かどうか市民から意見を募ろうとは思わないのですか。 	1	<p>構想路線については、福山市都市マスタープランに記載し公表しています。</p> <p>今回の取組では、都市計画決定した区域内で建築制限が長期化している状況等に対応することを目的としています。</p> <p>したがって、都市計画決定していない構想路線については、建築制限が発生していないことから、検討対象としていませんが、都市マスタープランについても適切な時期に改定を行うこととしており、その際には、市民の皆様からご意見を伺う予定としています。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

2. 存続及び縮小変更・廃止候補に対する意見（19件）

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
(1) 18 森脇中津原線についての意見			
<p>【存続区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 18-1・18-2 森脇中津原線は、既存の県道の南に路線を新設するものであるが、既存の県道は2車線化されており、歩道整備による拡幅で都市計画道路の機能を果たすことは可能。既存の県道に現道合わせとすべきである。 森脇中津原線のお陰で、東西南北の交通が便利になると思います。 	2	<p>18 森脇中津原線については、福山駅や高次都市機能の集積した都心地区と北部地域を連絡する路線であるとともに、北部支所や新市支所等の地域拠点と山陽自動車道福山東IC（広域交通拠点）のアクセスを向上させる路線として評価しており、存続としています。</p>	②
(2) 22 古市本湯野線についての意見			
<p>【存続路線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 24 元藤平野線に接続させる計画となっておりますが、元藤平野線から高屋川右岸までの区間は廃止してもよいように思えます。81 神辺駅下御領線と並行すること、整備を行うには高屋川を渡る架橋が必要なこと。古市本湯野線の供用区間の車の流れは市道を介して古市本湯野線⇄高屋川右岸下流方面という流れになっており、整備を行っても利用があまり見込めないと思います。 	1	<p>22 古市本湯野線については、宅地利用の増進を目的とした湯野土地区画整理事業との関連について評価しており、存続としています。</p> <p>また、当該路線周辺の市街地から発生・集中する交通を81 神辺駅下御領線へ円滑に導く補助幹線道路であり、都市計画道路網として機能するため24 元藤平野線との連続性を確保し、地域の交通を適切に処理する必要があると考えております。</p> <p>なお、高屋川右岸堤防道路については、河川の堤防を道路として利用しており、道路幅員も5.0m程度と狭く、安全かつ円滑な交通処理を担う都市計画道路として機能することは困難であると考えています。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
(3) 24 元藤平野線についての意見			
<p>【廃止候補区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 元藤平野線の未着手24-1区間は、国道182号線と国道486号線が交わる十九軒屋北交差点の慢性的な混雑の緩和につながるものであり、川南湯田村駅線を存続とするのならば、廃止すべきではありません。 元藤平野線24は、高屋川の堤防が代替路となることにより、計画延長を縮小したことは妥当な判断。 	2	<p>元藤平野線24-1区間については、対応方針における将来道路網から検討した結果、当該路線（区間）が未整備の場合においても、周辺道路（交差点）で交通が処理可能と評価しており、廃止候補としています。</p> <p>また、他の廃止区間についても、同様に交通が処理可能と評価しています。</p>	②
<p>【廃止候補区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 24-3区間は鉄道井原線の高架が整備を予定した構造となっていることから、整備を行わなければ無用となった遺構として鉄道ファンなどに面白おかしく取り上げられ、孫の代の末まで永遠に恥を晒すことになると思います。 	1	<p>今回の取組では、将来の都市計画道路の必要性等について検討し、存続及び縮小変更・廃止の対応方針を定めるものです。</p> <p>ご意見のとおり、元藤平野線の計画に合わせ井原鉄道の高架が建設されていますが、当該路線（区間）の必要性が低く、他計画・事業との関連性についても検討した上で、総合的に評価し、廃止候補としています。</p>	②
(4) 25 王子帰り線についての意見			
<p>【廃止候補区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 王子帰り線25は、高屋川の堤防が代替路となることや、未着手部は、旧山陽道で形成された町並みを壊すものであり、計画延長を縮小したことは妥当な判断。 	1	<p>25王子帰り線については、ご意見のとおり都市計画決定区域が西国街道（旧山陽道）の一部に重なっており、広島県指定史跡の神辺本陣を中心とした宿場町のまち並みは、本市の重要な歴史的資源であることを踏まえ、総合的に評価し、廃止候補としています。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
(5) 26 古城沖湯野線についての意見			
<p>【廃止候補区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古城沖湯野線は井原鉄道建設時から通すことを前提として井原鉄道の高架がつくられており，廃止すれば通すことを前提とした構造が無駄になってしまふ。 26 古城沖湯野線は，既存の県道の東に路線を新設するものであるが，既存の県道は現在の道路規格では1.5車線となるものを2車線として使用し，規格が低い上に線形も良くない。しかも26-2では井原鉄道高架下をくぐるように鉄道の高架が設計済みであり，廃止することによって県道のバイパス化が困難になるだけでなく，設計済みの鉄道の高架を無駄にしてしまうことから，高屋川以北の区間については存続とするか。廃止するならば当該区間を一般の道路事業として直ちに着手したほうがよい。 全線廃止候補となっていますが，元藤平野線同様に鉄道井原線の高架が整備を予定した構造となっていることから，鉄道井原線の高架をくぐる付近だけでも存続とすべきだと思います。 	3	<p>今回の取組は，将来の都市計画道路の必要性等について検討し，存続及び縮小変更・廃止の対応方針を定めるものです。</p> <p>ご意見のとおり，26 古城沖湯野線の計画に合わせ井原鉄道の高架が建設されていますが，当該路線（区間）の必要性が低く，他計画・事業との関連性についても検討した上で，総合的に評価し，廃止候補としています。</p> <p>なお，既存県道の高屋川以北から国道486号までの区間については，車両の相互通行に著しい支障のない幅員等が確保されていると考えています。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
<p>【廃止候補区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道313号のうち本市中心部の鷹取奈良津線区間から神辺バイパスの神辺高屋線区間にかけて、現道拡幅またはバイパスによる4車線化が計画されておらず、国道としては脆弱であり、将来的に本市中心部と岡山県井原市を結ぶ道路のあり方が課題となることから県の国道313号の整備方針がはっきりしない現段階で廃止は好ましくない。古城沖湯野線が国道313号のバイパスの一部として設定される可能性もあるわけだから、国道313号の整備方針がはっきりしてから改めて検討すべきである。 	1	<p>26 古城沖湯野線については、国道313号のバイパスとしての位置付けではなく、当該路線の周辺で発生・集中する交通を処理する補助幹線道路であり、広域的な幹線道路を補完する機能は少なく、当該道路を廃止した場合でも周囲の幹線道路に対する影響が小さいと評価しており、廃止候補としています。</p>	②
<p>(6) 59 中島御幸線についての意見</p>			
<p>【廃止候補区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中島御幸線は整備済区間があり、整備済区間に隣接する59-5の区間は、廃止すべきではない。国道486号の駅家神辺線と県道川南近田線の近田山守線に挟まれる間の地区は道幅の狭い市道か農耕作業道ばかりで、市街地を拡大させないために都市計画道路を廃止するという中央の考えを持ち込むと、市街地の拡大は防げても耕作放棄地は拡大するだけ。耕作地保全のためにも、広い道路は必要であり、また、整備済区間を無駄な道路にしないためにも59-5の区間は残すべき。 	1	<p>中島御幸線59-5区間については、周辺の既存道路により交通の処理が可能のため、当該路線（区間）の必要性が低く、他計画・事業との関連性についても評価した上で、廃止候補としています。</p> <p>なお、当該区間は全てが市街化調整区域（市街化を抑制する区域）にあり、本市の都市づくりの方針として、少子高齢化の進行や人口減少社会が到来する中、持続可能なまちづくりの実現に向けて、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市拠点集約型の都市構造の形成を進めていくこととしています。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
(7) 6-2 御領線についての意見			
<p>【存続区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 御領線6-2の未着手区間は、市街化が進んでおらず、今後も市街化が進む可能性は低いように思う。廃止してもよいのではないか。 	1	<p>ご意見のとおり、6-2御領線については、大部分が市街化調整区域にありますが、御野小学校の通学路に指定されていることや、過去に交通事故が複数発生していることを評価するとともに、国道313号との交差点である国分寺前交差点については、改良に関する地域ニーズを評価しており、存続としています。</p>	②
(8) 6-5 津之郷奈良津線についての意見			
<p>【存続路線について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史あるまち並みの保全という観点で廃止路線を選定するのならば、6-5-2津之郷奈良津線は、既存市道を拡幅するものであるが、既存市道は福山城下と旧山陽道の神辺を結んでいた旧神辺街道により形成された町並みが残る場所。そのような場所への都市計画道路の整備は、廃止とするのが全国的な流れであり、南側に6-6本庄坪生線が並行していること状況を考えると、存続ではなく廃止が望ましいのではないか。 	2	<p>ご意見のとおり、津之郷奈良津線6-5-2区間については、旧神辺街道の一部に重なっていますが、指定・登録文化財が無い一方で、福山駅や高次都市機能の集積した都心地区と北部地域や北東地域を連絡する路線であるとともに、都心地区と山陽自動車道福山東IC（広域交通拠点）までのアクセスを向上させる路線として評価しており、存続としています。</p> <p>なお、当該路線は、福山市都市マスタープランにおいて、交通流動の円滑化を促し、物流基盤の強化や都市間交流の促進、拠点間の連携強化を図るための重要な道路網である内環状線の一部として位置付けられています。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

ご意見の要旨	件数	意見に対する市の考え方	取扱い
(9) 66 本庄坪生線についての意見			
<p>【廃止候補区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 66-1本庄坪生線は、既存市道を拡幅するものであるが、既存市道は交通量が多く、しかも1.5車線道路で狭いため、2車線化が求められる区間。廃止するのであれば、既存市道の通過交通を排除する目的として、43葦山水辺線を65-3津之郷奈良津線まで北伸させる代替計画を立てるべきである。 	1	<p>本庄坪生線66-1区間については、現道が車両の相互通行に著しい支障のない幅員等が確保されています。</p> <p>また、対応方針における将来道路網から検討した結果、当該区間を廃止した場合でも周辺道路への影響が小さく、周辺の存続路線への交通量の分散により、廃止に伴う著しい交通混雑は発生しないと評価しており、代替計画が不要な廃止候補としています。</p>	②
(10) 80 福山徳田線についての意見			
<p>【存続区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福山徳田線80の未着手区間は、旧山陽道となっており、着手すれば歴史のある町並みを破壊するだけでなく、旧山陽道を活かしたまちづくりに向けて動き出している住民機運や旧神辺本陣など歴史的観光資源にも影響を及ぼすことから廃止し、代替路線について検討すべきである。 	2	<p>ご意見のとおり、80福山徳田線については、西国街道（旧山陽道）の一部に重なっていますが、指定・登録文化財が無い一方で、当該路線（区間）は、北東地域の湯野地区等と福山駅を中心とした都心地区や、山陽自動車道福山東IC（広域交通拠点）を国道313号経由で結ぶ路線として評価しており、存続としています。</p> <p>なお、当該区間は、対応方針における将来道路網から検討した結果、相当の交通量を担う路線であると考えております。</p>	②
(11) 81 神辺駅下御領線についての意見			
<p>【存続区間について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神辺駅前下御領線81の未着手区間は、市街化が進んでおらず、今後も市街化が進む可能性は低いように思う。また、神辺高屋線が完成すれば国道指定を外されることから重要性も低くなるので、廃止してもよいのではないかと。 	1	<p>81神辺駅下御領線については、神辺高屋線（国道313号バイパス）の完成により、将来、比較的広域な交通がバイパスに移行していくものと考えられますが、バイパスの供用後も、岡山県井原市や救急医療施設と北東地域等を最短経路で結ぶ路線として評価しており、存続としています。</p> <p>なお、当該区間は、幹線道路として、沿線にある既成市街地から発生・集中する交通処理を担うものと考えております。</p>	②

「福山市長期未着手都市計画道路対応方針（案）」への意見に対する市の考え方

3. その他の意見（6件）

ご意見の要旨	取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 24元藤平野線と25王子帰り線を廃止した場合の代替路となる高屋川の堤防は、道幅が狭く、大型車両の通行が困難であることから、都市計画事業ではない一般の道路事業として高屋川の堤防の早期2車線化に取り組むようにしていただきたい。 ・ 元藤平野線24-1区間は南側に市道が並行しており、並行する市道は幅員狭小であるのにもかかわらず、大型商業施設⇄高屋川右岸上流方面の抜け道として利用されていますので、並行する市道を整備する必要があると思います。 ・ 慢性的な渋滞があるフジグラン周辺へは、白鷺橋から新川橋までの高屋川左岸土手上的の道路を整備することにより、利便性が飛躍的に高まると考えます。 ・ 福山北警察署の西側は行き止まりになっており、そこから大渡橋加茂線までのルートをつける事により、御幸町側には小道があり、且つ未開発の為、容易に道路建設が可能と思います。それにより、フジグラン周辺の慢性的な渋滞の緩和、都市の連続性が高まり周辺地域（御幸町大字下岩成付近）の開発促進にも繋がると思います。 ・ フレスポ神辺モールは、中央に出入り口があるのみで、南からのルートが無い、それにより慢性的な渋滞が起こり、発展の妨げになっている。南の土手側に数十メートルの道路をつけるだけで、大幅に緩和されると思います。 ・ 片山口西側の小山（平均標高40m）を高さ25m削り平地にする。（南北約200m 東西約350m）削った土砂を開発地の埋め立て等に利用する。 [得られる効果] <ul style="list-style-type: none"> ◦ 7万㎡の平地が新たに生まれ連続した、都市開発が可能。 ◦ 田んぼ等埋め立てが必要な部分が出るが、移動距離が少なく、費用軽減に繋がる。 	③

※ 「3. その他の意見」に記載しているご意見については、対応方針に関係しないものと受け止めています。